

第8日

平成28年12月13日（火）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、12日に引き続き一般質問を行います。

それでは、8番今福勝義議員の質問を許可します。8番今福勝義議員。

（8番今福勝義君登壇）

○8番（今福勝義君） 皆様、おはようございます。8番議員の今福勝義でございます。

本日は、市職員の居住奨励についてと、桂川水門への放流ポンプ設置に関する要望活動の強化についての2つを質問させていただきます。

これからは質問席より一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

（8番今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） それでは、市職員の市内居住奨励について質問を行います。

昨年10月、朝倉市では人口ビジョンが完成しました。2010年の朝倉市の人口は、5万6,353人です。その人口は、国の予測では50年後、半分にも満たない2万7,000人に減るとされています。

一方で、朝倉市は、総合戦略をつくることで減少に歯どめをかけていこうと計画し、50年後の人口は約3万5,000人を維持したいという目標を立てました。

そういう状況の中で、10月に2015年の国勢調査の結果が発表されました。日本全体では初めての人口減少となりましたが、朝倉市の人口は5万2,444人でした。この数字は、人口ビジョンの推計値を1,100人も下回る残念な結果でございました。

このことを考えてみますと、やはり人口減少に歯どめをかける対策を総合戦略以上に実施していかなければ、50年後の朝倉市は人も歩いていない、本当に寂しいまちになってしまうのではないかと思います。

また、人が暮らしていくためには、生計を立てるため仕事の間が必要で、総合戦略を見れば、特色を生かした仕事ができる朝倉を目標の一つに掲げ、雇用の間をつくる大切さは十分に認識してあることがわかります。

私は、この朝倉市役所は、市内でも大きな事業所の1つであり、優良な雇用の場であると考えております。

そこで質問でございますが、現在の朝倉市役所の職員472人のうち市内居住者及び市外居住者の人数と割合をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 平成28年の11月末現在で報告をいたしたいと思います。

全職員476人おまして、市内居住者が301人、市外居住者175人で、割合ですと、市内居住者が63.2%、市外居住者が36.8%になります。以上です。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） それでは、今回回答をいただいた人数の年代別の人数と割合をお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 29歳以下の職員、計76人おまして、市内居住者は40人で52.6%、市外居住者36人で47.4%になります。

30代の職員、計108人のうち、市内居住者が56人で51.9%、市外52人で48.1%、40代の職員、189人のうち市内117人で61.9%、市外72人で38.1%、50歳から60歳の職員103人おまして、市内88人、85.4%、市外15人、14.6%。いずれも28年11月末現在でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） それでは、職員として採用された後、市内の職員が朝倉市に居住する、あるいはその逆で、市民であった職員が市外に転居する。職員それぞれに事情があると思いますが、住まいをどこにするか、それを強制することはできない。そのことは理解しております。しかし、他の自治体では、強制という形ではなく、奨励という形で実施しているところもあると聞いております。

大野城市の職員採用試験募集要項には、そのことが大きな字で記載してあるようでございます。その内容を説明をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 平成28年度の大野城市職員採用試験募集要項、表紙にあります記載文面を紹介させていただきます。

大野城市では、職員の市内居住を奨励しています。市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを進めており、職員は行政としての立場でまちづくりを推進する一方、市民としての立場で地域活動に参加することも求められています。

災害発生時には、昼夜を問わず迅速に参集しなければならず、それができる環境を整え、危機管理体制を強化する必要がありますとなっております。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 同じ市民としてコミュニティ活動やPTA活動、それから、消防団などさまざまな活動に参加することで郷土愛が芽生えると思います。自分が住んでいる地域をもっとよくしたい。そして、実際に暮らしていることで、地域の課題やよさも見えてくると思います。また、災害時には、飛んで市役所に駆けつけられることが理想だと思っております。

憲法22条に、居住、移転の自由が定めてあることは、どこの自治体も理解した上で取り

組まれていると思います。その点について、大野城市は採用試験を工夫されてありますが、そのやり方を研究されておられますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 平成28年度の大野城市募集要項の一般事務Aと一般事務Bと区分がされておまして、それについて御紹介をいたします。

一般事務Aは、大卒者対象となっております、採用予定人員7人で7月に実施される。一般事務B、市内居住可能者対象については、採用予定人員が2人で9月に実施されるということになっております。

市内居住可能者対象についての受験資格が年齢要件とは別に採用となった場合に、大野城市内に居住することができる人となっておりますところでございます。

いずれの表紙にも、職員の市内居住の奨励が記載されていることも承知しているところでございます。

奨励ということではありますが、先ほど申し上げましたとおり、受験資格に採用となった場合に、大野城市に居住することができる人と明確な規定があるところでございます。

先ほど議員がおっしゃいました憲法の関係でございますけれども、居住、移転の自由を保障しているということでございます。

朝倉市がどういう見解を持っているかということでございますが、市といたしましては、市内への転居を求めるということは、果たしてそれができるのかなというふうに思っております。

また、地方公務員法第19条第2項に、受験者に必要な資格に関する規定がございます。受験者に必要な資格として、職務上の遂行上の客観的かつ画一的要件を定めるというものでございます。

受験資格に居住することを要件とすることが、職務遂行上必要な要件とできるのかなという問題があるのではないかというふうに認識しているところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 法律における問題点については、いろいろと考え方があるのはわかりました。それはそれとして、現に取り組みをされている自治体があるわけですが、大野城市は最近始められたことは理解しております。市内居住者の枠を設けての結果と、その枠の設け方は御存じでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） はい、承知しております。

大野城市の平成27年度の試験結果について、28年度の職員採用試験募集要項に記載されているところでございます。それにより回答をさせていただきます。

一般事務A、大卒者対象ですが、受験者が336人おられまして、採用の内定者は6人、一般事務B、市内居住者可能対象者でございますが、受験者が107人おられまして、採用

内定者が4人となっております。

また、今年度、28年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般事務Aは7人、一般事務Bは2人の採用予定人数としておるところでございます。

採用内定の状況につきましては、現時点では選考中の段階であるというふうに認識をしているところでございます。

採用枠の設け方につきましては、一般事務Aと一般事務Bの採用予定人員の振り分けに基準、つまり、採用予定人員の何割をBに振り分けるといったことがあるのかという意味の質問だというふうに受けとめておりますが、この件について大野城市にお尋ねをいたしました。その回答ですが、年次ごとに採用計画を定めて、これに基づき職員の採用を進めるということから、規定の率、率をあらかじめ定めておるということではないということではございませんでした。以上です。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 大野城市は、平成27年度に4人の市内居住者を条件として採用されたこととのことですが、例えば、1年で4人が市民として残れば、市内に移住したということになります。単純に計算した場合、10年で40人になります。それは、職員だけの数で、将来的には家族がふえ、子どももふえる。こつこつ地道な積み重ねでございますが、定住、移住は、そういう努力の積み重ねが実を結ぶのではないかと考えております。それから、朝倉市の衰退を防ぎ、活性化してくれるのではないかと思います。市民一人一人の元気が、1本の木であれば、それがたくさん集まってまちの元気という大きな森になると思います。

大野城市の場合、採用されたら市民になるということですが、私は、地元出身だけの試験枠を設けることはできないかと思うところです。その点についてはどうでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 地元出身者だけの試験枠の設置について、市の見解について申し上げたいと思っております。

申し上げます。地方公務員法15条に、職員の任用は、この法律の定めるところにより受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定されております。成績主義の原則があるところでございます。

職員の採用については、地方公務員法にありますように、競争試験等によるものとするという大前提があるところでございます。

繰り返し申し上げることになりますけれども、憲法に居住移転の自由の規定があります。同じく、法の下での平等という原則もございます。さらに、地方公務員法13条というところに、平等取り扱いの規定があります。

これらのことから、地元出身者に限定した採用試験の枠をつくることは、ほかの地域からの受験予定者の権利を奪うということにも解釈されます。これらのことから、地元出身

者だけの試験枠を設けることは、法律に違反する可能性が高いのではないかというふうに考えております。

また、これも繰り返しになりますけれども、地方公務員法19条に、受験者に必要な資格という規定がありますので、地元出身者だけの受験資格を設けることにつきましては、職務上の、職務遂行上必要な要件になるのかという問題点がございます。これらのことから、朝倉市といたしましては、実施は困難であるというふうな認識に立っているところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 私は、憲法の内容について議論しようとは全く思っておりません。ただ、朝倉市役所で働く職員は、やっぱり朝倉市民であってほしい。市民感情として、それはどうしても考えてしまうと思います。

今回の質問では、特に大野城市の事例で質問しましたが、ほかの自治体でも採用試験に移住、定住枠を設けたり、朝倉市でも経験者枠を設けたりしたことがありますでしょうか。法律は破ってはいけません。大野城市は、昨年引き続き、ことしも実施されております。それは、法的に大丈夫と判断されているからだと思います。

新聞にも掲載されましたが、周知の事実として国や県や監督機関からも周知しろとは言われていないんだと思います。だとすれば、朝倉市でもできるはずですよ。あと10年、20年たってから、若手職員は、みんな市外から通勤しているとか、部長さんたちが、みんな市外だと災害時に参集ができなかったとか、そういうことになりかねないと思います。

また、逆から見れば、市外在住の職員も時折議会などで職員の市内居住とか話が出ていたことに対して、肩身の狭い思いをしないで済むのではないかと思います。

最後に、市長、実施することを前提で研究いただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今福議員のお気持ちは十分理解できます。よその自治体、特に大野城の自治体が行われていることですから、そのことについて、私はそのことについてとやかく言うつもりはございません。

ただ、私どもが判断して、非常にこのグリーゾーンと、どこからも出てないという話ですけれど、グリーゾーンに近いんじゃないかなという個人的な判断はあります。ですから、むしろ、例えば、市内居住を条件としてやってください。じゃその受ける方が全部市外からかということではないと思うんですよ。市内の人が市外居住条件で受けることもできるわけです。じゃ、それをああいう書いてあっても、例えば、じゃその人がよそのところから来たら、あなた首ですよと言えるのか。そうはできません。それは自由なんです。

ですから、一つの職員に対してできる限り市内に住んでほしいという思いがこういう形で出たんだろうと思うんです。私どももその思いには変わりませんが、その思いの

あらかし方が果たして適当かどうかというのは、ちょっと私としては疑問を感じておりますので、もちろん今朝倉市職員、今言われましたように40%以上が市外から通勤をしています。それはいろんな事情があると思うんです、個人個人です。いろんな事情があるので、これはもうやむを得んと思いますけれども、やはりそういった方でもできる限り市内に住んでほしいということは、私どもも個人的ないろんな形の中で話をしているつもりでありますし、そういう形で職員の皆さん方が何とか市内に居住を、別に支障がないと、いろんな事情がなければ市内に住んでほしいという形では、別な意味で働きかけてお願いをしていくという形になるのかなと。

だから、採用試験のときにそれを条件にするということは考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 人口が増加している大野城市が取り組まれております。人口が減っている朝倉市は、ぜひとも取り組むべきだと思っております。

次に、職員の方々の挨拶がなされてないと市民の方から言われました。私は、結構、女性の方は私に対して挨拶されるなど思っているところでございます。1日の始まりは挨拶から始まると思います。昔から僕は挨拶はよくしてたと自分では思っているところでございます。挨拶されるよう、お願いしたいと思っております。

それから、自分が感じたことですが、条例や要綱等がよくわかってない方がおられるように感じております。係長以上ぐらいは、研修等をされたらどうかと思っているところでございます。ちょっと副市長、お願いします、回答を。

○議長（浅尾静二君） 副市長。

○副市長（堀内善文君） まず第1点の挨拶の問題ですが、職員は大方の人間は、市民の方、それから、いろんな方に対して挨拶はしているかとは思っております。ただ、言われるのは、一部の方がもしかしたら、一部の職員がちゃんと対応してないのがあって、それが目についたのかもしれませんが、それあたりは、こちらのほうで待遇とか、いろんな研修の機会に対応していきたいと思っております。

それから、例規、要綱とか条例の研修でございますが、市においては、いろんな職場で条例とか例規、対応が違いますが、共通的ないろんな法律が出る場合がございます。例えば、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律でありますとか、それとか障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、それから、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律という、全職員が知っておかなければならないような法律、そういうものにつきましては、いろんな機会を利用して係長以上の場とか、部課長の場とか、そういうことを利用しまして、過去にも共通認識を持つために研修をしてきたことはございます。

そういう形で個別の各課がつくっておりますいろんなものは各課で行わなければなりません、共通的なものはそういうような形でやっつけようと思っておりますし、過去にも

そうやってやってきましたので、そういうやり方でしていきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） どうもありがとうございました。

それでは、最後に、鶴田総務部長、秋穂人事秘書課長の手腕をいかんなく発揮していただき、しつこいようですけど、来年の採用試験では一つの新しい枠ができていることを期待しまして質問を終わらせていただきます。

次に、桂川水門への放流ポンプ設置に関する要望活動の強化について質問をさせていただきます。

桂川につきましては、県営河川であり、福岡県が管理してあると思いますが、平成24年の大雨により蜷城地区に水害があり堤防のかさ上げ等の対策工事が行われており、大変感謝しているところでございます。

河川は、大雨時に水門を閉めてしまえば、水は行くところがなくなり、家屋、農地等を浸水するのは、自然の原理だと考えるところです。

現在、対策工事がいろいろ行われておりますが、最終的には放流ポンプの設置事業を考えなければいけない時期だと思っております。

それでは、水門の設置年月日、それから、筑後川へ流れ込む朝倉周辺の中小河川についている放流ポンプの設置状況をお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 新桂川水門につきましては、昭和55年3月1日に完成を見ております。周辺の中小河川の排水ポンプの設置状況ということなのですが、筑後川に流れ込む朝倉市周辺ということで考えますと、桂川より下流の陣屋川が昭和36年です。そのまた下流の大刀洗川というのがございますが、そこにつきましては昭和34年に設置されております。

それと、朝倉市と対峙した反対側、筑後川の左岸側になりますけど、古川の八幡排水機場が昭和39年となっております。八幡排水機場ってなじみがないと思いますが、恵利堰の付近にございます。古川というのは地区名じゃなくて河川の名前ですので、そういう状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 今年度の桂川期成会による要望活動、11月4日と11月25日について国の対応は、回答はどのような回答だったか、お尋ね申し上げます。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 議員おっしゃいますように、11月4日、それと、11月の25日に要望活動を行っております。11月の4日には、九州地方整備局、11月の25日には財源の関係で財務省並びに国土交通省本省に対しまして桂川内水面排除対策について要望を行っておるところでございます。

その折の国の回答としましては、平成24年の水害後、平成25年から26年にかけて筑後川の本線の河道の掘削を行っていること。また、福岡県が桂川の改修事業を行っておりますので、その状況並びに効果を見きわめながら対応を考えていきたいとしておるようでございます。また、どういうやり方がほかにあるのかということも含めまして、検討している状況でございます。そういった内容のものでございました。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 福岡県は、筑後川中流平野右岸圏域整備計画を策定する動きをしていると聞いております。その中で桂川改修計画は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 議員言われますように、現在策定中ということなんです。今後、おおむね30年間の整備目標として、区間につきましては筑後川の合流点から国道386号線、比良松橋、旧朝倉町までの約8.5キロの区間について10年に一度の降雨を安全に流せるとした河道の整備を行うこととなっております。

なお、水門が閉まった状態での内水面对策につきましては、国など関係機関と協議しながら軽減を図ることとしておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 例えば、ポンプによる強制排水が実施された場合、浸水状況がどの程度改善されるのか。また、排水ポンプ設置に係る事業費はどれだけかかるのか、教えてもらいたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 現在、国が作成しております筑後川水系河川整備計画におきまして、桂川の排水ポンプ計画はされておられません。現時点では、ポンプ能力が、計画がなされていないために、現時点ではポンプ能力が算定されていないということで拝聴しております。

そのためどの程度改善するかは、現状では不明でございます。ポンプの事業費につきましても、そういうことですので算定していないということで聞いております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） ポンプによる強制排水がなければ、地元の安心は図られないのか、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 排水ポンプ設置を含みます内水面排水のための抜本的な対策が必要と考えまして、桂川改修促進期成会とともに国に対して毎年要望を行っているところでございます。引き続きまして、市議会の御協力をいただきながら要望活動を行っ



てまいりたいということで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） よろしく願いいたします。

次に、浸水被害対策としては、堤防のかさ上げ、それから、河川断面の拡幅、桂川水門が開いているときに有効で、水門が閉じているときにはポンプによる強制排水以外の対策はないでしょうか。

例えば、遊水池計画というものもあるようですが、全国的には事例があると思いますが、この手法についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 遊水池につきましては、相当な浸水計画地の設定が必要ということになってまいります。容量の確保のために農地の掘り込みが必要でございます。また、広い農地を失うこととなります。また、長時間水門が閉門することとなりますと、いずれ限界が訪れるということに、そういったデメリットも考えられます。

遊水池というのは、時間稼ぎの施設ということになりますので、排水ポンプなど、抜本的で有効な対策の早期の実現に向けて継続して要望活動を行って、月並みな回答ですけど、そういう行動をしていきたいということで考えております。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） 最後に、今述べたような事業実現に向け、県内の有力な議員さん方、先生方に力になってもらいながら、ポンプ設置事業等の要望活動をお願いしたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 先ほどの回答と重複する部分もあるかと思いますが、これからも市議会や期成会の御協力をいただきながら、要望活動につきまして、引き続き行ってまいりたいということで考えておるところでございます。

また、議員言われますように、あらゆる機会を利用しまして、多方面に対して訴えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員。

○8番（今福勝義君） では、今後、要望活動もよろしく願いしたいと思います。

これで、まだ時間は残っておりますが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 8番今福勝義議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午前10時40分休憩